

# 忌 詞 小 考

## 大 藤 時 彦

われわれが日常使用する言葉をある特殊の場合に口外することを忌み、その代りに別の言葉を使うことがある。この代用語を忌詞と呼んでいるが、その代表的なものとして知られているものに伊勢斎宮の忌詞がある。

延喜式卷五神祇五の斎宮の条に、「凡忌詞、内七言」として、仏を中子、経を染紙、塔を阿良良岐、寺を瓦葺、僧を斐長、尼を女髪長、斎を片膳と称し、「外七言」として、死を奈保留、病を夜須美、哭を塙垂、血を阿世、打を撫、宍を菌、墓を壤と称すとある。また別に堂を香燃、優婆塞を角筈といふ、墓を壤と称すとある。同じく斎宮司の条にも、忌詞として死を直、病を患、泣を垂、血を汗、宍を菌、打を撫、墓を壤の七語をあげてある。内七言、外七言はいうまでもなく内典外典に関するものに分けたので、七という数はいわゆる名

数の上から数を七つと限ったものに過ぎないので、實際はこの七つ以上の忌詞ということは数の上でもかなりひろく真似られていたことは想像できる。たとえば北海道松前漁場に七つの忌詞というものが使用されていたことが、「蝦夷喧辞辯」という書物に見えている。菅江真澄の遊覧記「十曲の湖」には次のような記事がある。

「この十曲の湖の神にまつるに七の忌辞あり。舟を木櫃といひ、柴を小木といひ、茜をいろあるといひ、長きをのべたといひ、丹砂の山をくろ山、くろだけ、くろくらなどいひ、八をはゆけと呼び、蛇を尾すひりといひ。舟を入れなんとをいめり。船木くるも丸木舟作るもきつといひなし、八郎柴内に生れしとて柴をいはず、茜が崎は色ある山、鰐鱥魚の七尋八尋なるもすめれば長きといふもゆめゆめいはず云々。」

とは神仏の混淆を避けたので理由はよくわかる。外言の忌詞は人の最も忌み嫌らう死とか、神事にはけがれとされているものについての語を口にすることを禁じたので、これまた斎宮以外でもひろく行われたことである。死を忌詞でいうことは今日ていねいな言葉でオカクレルニナルといい、俗語でクタバルといななど死んだということを直接にいわない表現は多い。御他界とか永眠とかいうのもそれであるが、岩手県戸郡ではヤクタバルといふとある。富士の行者の忌詞ではオアラタメといい、熊野ではカネニナルといふ。「禁忌習俗語彙」には、蚕の斃れるのをカネゴというのもこれと関係ある語とし、カネは黄金以外にいろいろの貴重なもの、またはその状態の名であった。カナシ、カナシムもまたこれから出ている。あるいは引締つて小さくなるような感じも添つてきたり。カネ蚕がその何れの段階に属するかはまだ見定め難いとある。

## 二

現在にまで行われている忌詞の中で最も興味のあるのは狩人の使うヤマコトバである。これは秋田、山形、新潟諸県下におけるマタギといわれる狩猟部族のものが出獵中に使用するものである。彼等は狩組をつくつて狩に出るが、里を離れて、ある地点に達するとそこから先はこの山言葉を使う。これは厳重に守られたもので、もし間違つてノラコトバすなわち里言葉を使うと頭から水をかけて罰せられたり、里へ追い

かえされたりしたものだといわれている。もちろん外部の人には秘して教えず父子相伝で伝えたものだが、今ではこの禁制は緩やかになってしまった。

鈴木牧之の「北越雪譜」には、この山言葉のことが書かれている。「山言語」と題して次のようない記事が掲げられている。「すべて深山にありて事をなすには山ことばといふありてこれをつかふ。忘れて里のことばつかふ時はかならず山神の祟りありといひつたる。他国はしらずその山言語とは、米を草の実、味噌をつぶら、塩をかへなめ、焼飯をざわう、雑水をぞろ、天気の好きをたかぢいい、風をそよ、雨も雪もそよかもふといふ。蓑をやち、笠をてつか、人の死をまがつた又はへねた、男根をさつたち、女陰を熊の穴、此余あまたあり、きのみはとてしるさず。女陰を熊の穴といふをもておもふに、これらのことばは商家の符調といふものにおなじかるべし。かかることばを山にてつかはざれば山神の祟りたまふといふは信がたけれど、神の事は人慮をもてからかろしく誣べからざる物をや。」

また先に掲げた菅江真澄の「十曲の湖」の中にも、「丁<sup>マエタケ</sup>草、<sup>ヒラタケ</sup>天花草など烹て巨多太、<sup>カツマリ</sup>加起万利と聞しらぬ詞あり、これも忌たるすぢにやとおもへば此草採とものおもの業には雪つもれば山に猟して熊、<sup>シシ</sup>獺、<sup>マジン</sup>山羊をうつ、又鬼らにてそれらがつかふ山詞といふものにて汁匙をこたつき、飯匙をかつとりとひひたる」と、マタギの山言葉について述べてある。

マタギの山言葉について最も熱心に採集し研究されたのは

高橋文太郎氏であつた。氏の編した「秋田マタギ資料」には秋田県仙北郡檜木内村下戸沢、同寺村、北秋田郡荒瀬村根子の山言葉があげてある。同書にはまた次の佐藤正夫氏によるマタギ言葉の一例がのせてある。

## 名称

鉄砲

タテ

コナギ

皮手袋

皮足袋

着物

アミガサ

皮剥用小刀

鉈

握飯

寝る

御飯

味噌

熊

捕獲

高橋

中

例を転載してみると次のようにある。

アヂワイ(塩) アマブタ(笠) アヲザイ(羚羊) イワカル

## 又鬼言葉

スルベ

サンカネ

テトリ

テクリケヤシ

ヌツクルミ

カツボ

アマブタ

コヨリ

ヨコ

アモ

スマル

クサノミ

サギ

イタブ

タタク

丹田

二郎

氏の「越後三面村布部郷土誌」には奥山に入ると

(岩) イシカル(石) イシゴキ(茶碗) イワツラ(兎) ウカシ(鍋の蓋) オオマタギ(大人、自分より上の者) ヲノハ(松杉などの葉) オオタタキ(斧) オオネジリ(大綱) ヲビキ(馬) カイナメ(味噌) カイアゲ(杓子) キコユ(耳) クサノミ(米) クマゴ(鍋) クバイ(眼) クマケラ(熊) コマタギ(子供) コアゲ(炉縁) コタタキ(鉛) コネジリ(小綱) サイ(水) サイモッコ(着物) サイクグリ(魚) サイワラジ(雪沓) サイオケ(手桶) サジラ(熊や人の血) サシゴ(腹仔) ジンキチ(煙) シヤデナル(死ぬ) シヨーレイ(山鳥) スタツテ來た(雨が降ってきた) ステ(糞) セツタ(犬) ソヨギ(蓑) ゾヨ(蛇) タキ(焚き木) タルベ(泉、水垂れ) ツデカル(粘土) ツタイ(箸) テラシ(火) ナシバ(柴) ナトリ(鳥) ナブクロ(袋類) ナネコ(猫) ナメ(槍) ナメヅリ(舌) ニ(雪崩) ハツケ(熊や人間の頭) ハツケカラマキ(手拭) バイマタ(羚羊) ハナザヲ(煙管) ヒカリ(火) ヒロシマ(村) ヒラマタギ(女)

さあやまちけがのないよう山言葉を使つたとある。もとはウソと名づけられた山を越えると山言葉を使つたという。普通の言葉を使うと水をかぶらねばならなかつたので、仲間の者がわざと禁じられた言葉を使わせて水をかぶせたといふ。この土地の山言葉では死ぬことを、ヤマコトバニナル、カレル、あるいは単にコトバニナルといつていだ。これは非常に興味のあることで、山言葉が忌語であった一面をよく示して

いる。その他の山言葉で他地方のものとやゝ變つてゐるものとあげると、クシ(寺)、マルメ(和尚)、ネアマゲ(怪我)、マガ(血)、オグマ(大鍋)、コグマ(小鍋)、シジベ(味噌)、ステウヅ(大便する)、テル(火事がある)などがある。また同村千繩部落のものはメダ(鳥)、エツボ(またはサヤ(狐))、サエゾー(鼠)、キマダキ(栗鼠)、ユガダカゲル(夢を見る)、アブレル(火事がある)、ヤジ(熊の血)、などの諸語がある。

青森県中津軽郡西目屋村砂子瀬はダム建設のため水没村となつた部落であるが、ここを調査された森山泰太郎氏の報告によくマタギの生活を伝えてゐる。この地の山言葉には次のようなものがある。

カチヤギ・アガリ(猫) オパナガ(狐) マシ(猿) コナギ(籠) ジゴベエ(味噌) カラセ(塩) タギリ(男根) エグチ(女陰) メジカ(女) ヘダリ(血) テアソビ(炉のカギ) ハナ(フタリグミ(相撲))

以上の中、猫という言葉を最も嫌つて、これを口にすると垢離をとらせる。シシは獸一般をさすがとくに熊をいい、その親をハダ、仔はコジキ。アオ(羚羊)の仔はホノといふ。また仔はいずれも小指で、親は拇指を立てさせて合図にする。この土地の狩猟がいかに嚴重な物忌に服したかは留守をしている家人もまた出猟中物忌していることからも察せられる。夫がマタギ人で行けば、家人はユルギ(炉)のキシモト(横座の向い側)を廻らない。夫が山から下りてくるまで髪を櫛げずらない。毎日山の神を祭つてある神棚を拝む。他家

へ行つてもそこの火で作つたものは食べない。外に出て家に戻るとまず家の火を抹香と塙とで淨める。抹香はマタギが出掛けるとき、ざるにこしらえて火棚に下げていく。すなわち、留守をしている人も物忌に服するので、それは「万葉集」卷七にある「あしひきの山つばき咲く八等越え鹿待つ君が斎ひ婦かも」という歌を正に彷彿とさせるものがあった。

マタギの使う山言葉にはいくつか注意すべきことがある。

これらの言葉の中にアイヌ語が利用されていることはすでに菅江真澄が水をワツカという例を指摘している。その他、犬をヘダ、セタというのもアイヌ語である。金田一京助博士によると、津軽マタギの日、月をトンピーといふのは、アイヌ語のトツピーであり、曲物のガツチヨー、頭のハツキ、帶や繩のシナリ、大きいといふ形容詞のホロンダなどいずれもアイヌ語と見られるという。ただし、この中シナリについては「禁忌習俗語彙」に、シナリはシナヒの訛で古語であると解釈されている。一体に山の中ではあまり口数をきかないようにしてゐるので、僅かな山言葉で用を足してはいたのであるが、それとともに一つの言葉を同種類の広い意味に使つてすましていたのである。たとえば後藤興善氏の「又鬼と山窓」によれば、水のワツカは雨にも酒にも海にも使つてはいた。衣服はすべて上着も下着もカツボー、嗅ぐ、吠える、笛を吹くはすべてアブク、歌舞、物いう、笑う、泣くはサビラクの一語ですましている。またムジナや狸をコンジャヤというが、虫や蛙もコンジャヤであり、とくに区別するときはムシコンジャヤ、ビツ

キコンジヤの如くにいう。

忌詞はまたその対象となる事物をその本来の名称で呼ぶことを避けるので、それを表わす語音を必しも忌んでいるわけではなかつた。たとえば熊は山言葉で山のオヤジといふが、津軽南会津檜枝岐でナビレ、南津軽でクロゲなどといふが、津軽や秋田地方ではイタチと呼んでいる所がある。ところがイタチはやはり忌詞で呼ぶべき動物で、サコとかトマスとかケス（広島県山県郡）などという山言葉があるのである。つまり本名さえ呼ばねばそれを意味する語音は忌まなかつたのである。

山言葉で呼ばれる動物の中で、最も異名の多いのは猿である。エテとかエンコウとかいうほか、岩手県上閉伊郡でエビス、新潟県北蒲原郡でホウタクという。信州では若い衆とい

う所があり、九州の南部ではヨモの名がある。四国でキムラというのは、気がむらな意味と思われる。兎もまた異名の多い動物である。秋田の阿仁マタギはシガネといふが、大抵は耳の長い特徴をとらましてミミナガ（長野県上伊那郡）、ダンシリ（津軽地方）、祝儀樽（愛知県北設楽郡）などと名づけている。北設楽郡にはまた山の禰宜という異名もあって、この動物が猿や狐と同じく山の神の信仰と関係深く、そのためには忌詞をもつて畏敬されていたことがわかる。

山言葉は狩人ばかりでなく樵夫や炭焼など山仕事をする人達の間にも行われている。早川昇氏は「津軽樵夫の忌み詞」（民俗学一ノ二）においてその例を示しておられる。津軽の

浅瀬石川の上流村落地方のやまと達は山神に対する忌詞を伝承している。山では鬼というてはならない。鬼とは山神のことだからである。テデ、オヤジといわねばならない。山の神は角力が好きなので山中で角力という言葉は使えない。山喧嘩という。おそらく角力をいうと山神に角力を所望されるので、それを避けたものと思われる。蛇という言葉を忌んでナガモノというのは各地の山言葉と共通しているが、莫蘿をもゴジヤと発音するのでこれを田中といった。この辺の莫蘿は田中という土地から行商にくるからである。面をオモテ、舟をキチ、鯫をゴソ、猫をマガリ、鯨をシト、坊主を毛ナシ、イタコ（女盲巫）をヘロキ、人形をカベヒト、地蔵を石ヒト、角をモエ、獅子をモエカクといった。

舟をキチというのは、先に言及した十和田の忌詞にキツ（木櫃）とあるのと同じく、猫をマガリといふのはマタギ言葉と共に通である。「禁忌習俗語彙」には猫は柔軟でよく曲るからだろうとあり、中國地方でトリスケまたはトリ（兵庫県佐用郡）、チャウタ（岡山県和氣郡）、シンタ（広島県山県郡）などの猫の代用語があるという。備前でも山仕事をする人が猫を忌み、出かけに猫を見ると家に引返えして一日休んだそうである。

鯨をシトといふのはヒト（人）かと思うが、山中で口にすることもなかろうと思われるのに忌んだのは、海上で山の動物を忌むのに対照される。イタコのヘロキといふのは化けるものの意があるというが、早川氏はヘラツク、ヘラリ、ヘル

など託宣を口走る者の意に考え方ともないと述べておられる。人形のカベヒトは紙人であり、角を忌むのは山の神に角があるからだという人がある。また山中でチンバという語を忌み、安太郎(ヤスタロウ)というとあるが、これも山の神が一本足であるという各地の伝承と関係あると思う。十和田近傍の山で赤いという語を忌むのは、南祖坊と八郎潟の主となつた八郎とが喧嘩したとき血が流れ石を染めたからというが、前記菅江真澄の遊覧記には茜という語を忌んだとある、これをイロアルといったことは、赤を同じく「色あん」といつているのと同じであり、土地の神が茜や赤を禁色としていたのである。

津軽以外の例を若干あげると、信州下伊那郡大鹿村では山仕事をする場合、サテ、ステ、サルという言葉を発してはならないという。塩はナミノハナ、米をセンマイといった。サテという語をどうして忌んだのかわからぬ。(民間伝承四ノ二)「阿波木頭民俗誌」(近畿民俗学会編)によれば、同地方では狩のときに限らず山に入つたときはサルという言葉をきらい、キムラ、エテコー、ワカイシユ、カノエなどとよび猫はチヨツカイ、蛇はオツカイと呼ぶとある。

### 三

狩人の使う山詞に対しても生活をする漁人の間には沖詞という忌詞がある。これも全国的に行われているが、山詞に比してその数がはるかに少ない。もとは沢山にあつたものが

使われなくなつてしまつたのか、あるいは最初から多くはないのか、その辺のことはよくわからない。松前漁場の七つの忌詞については先にも触れたが、「禁忌習俗語彙」にはこれについて次のように説明されている。

「七つの忌言葉と謂つたのは神宮の真似らしく、中には只の方言らしいものもあるが、之を犯すときは等しく厳峻に罰せられて居たといふ。たとへば鰯のコマモノ、鱈のナツモノなどは普通の土語で、よほどの初心者でないと本名は謂はず従つて罰せられることも無かつたらうが、熊を山の人もしくは山のおやぢ、鹿を角あるもの、狐をイナリと、三つまで山の獣の獲物が、この忌言葉に入つて居るのは奇妙である。蛇を長いものといふのは全国共通で、船では之を嫌はぬ地方があつたら却つて珍らしい。鯨をエミスといふのも亦弘い習はしで、鱗その他の忌むべきものにも及んで居る。エビスは寧ろ忌の総称で、或はイミといふ語からの分化だったかも知れぬ。蛇と猿とを忌むことは九州の端までずっと続き、其以外には猫と牛とを大いに嫌つて居る。」

熊をとくに七つと限定された数の中に加えたのか不明である。熊を山の人とか山のおやじとかいうのは山詞と共通であるが、海上でこの動物のことを口にする機会はほとんどなさうである。鹿については津軽海峡を鹿が泳いで渡つたといふ話があるので、松前地方の漁夫が海上でこれを見ることがあつたのかもしれない。狐をイナリというのはこの地方で稻荷を漁業神として信仰していたことを思わせる。

同じ北海道の漁場について佐藤三次郎氏の「北海道幌別漁村生活誌」には猿と蛇とを漁民が嫌うとある。これに代る沖詞については記してないが、沖では決して猿の話をしたり、猿という言葉を用いたりしない。漁場へ猿廻しなどがくると塩をまいて清めたとある。

数少ない沖詞の中で、蛇や猿について比較的多く見られるのは牛である。筑前波津では牛をタワラゴといい、出漁に際しては猿、犬、牛の語をつつしんでいる。雜賀貞次郎氏の紀州漁夫の禁忌についての報告（民俗学二ノ八）によれば、海上では獸のことを忌む。ことに牛、猿の語を忌む。日高郡印南浦では牛をクロツボ、猿をマシ、西牟婁郡周參見浦では牛をクロ、猿をヤエンといい、日高郡衣奈浦では犬の語を忌み若者といい、同所南浦では蛇の語を忌みナガという。宮本常一氏の「周防大島を中心とした海の生活誌」には船では鶏の肉は食うが牛肉は食わないとある。蛇、牛、猿、猫をさらい、牛という言葉をとくにいわねばならないときはオキヤクという。同書には船で賞美する食物にサワラの味噌漬があると記してあるが、普通は山でも海でも味噌をきらい、秋田地方の舟乗りは海辺では味噌を食べず、味噌をつけるという言葉を忌むという。

周防大島で猫をきらうものの中に入れているが、これもまた類例の多いことである。三毛猫の牡は非常に少ないもので舟乗りはこれをお守りとして珍重するが一般には猫は海上での忌物となっている。岩手県下閉伊郡鶴住居村では猫の沖言葉を忌むという。

葉をヨコザという。ヨコザは農家のイロリで主人の坐る席である。ここに主人以外の人は坐らず、「横座に坐るのは猫、馬鹿、坊主」といわれているよう、ここでよく猫が寝ているのでこんな沖言葉を使い出したのかと思う。猫は舟玉様が嫌うからといって銅はない例もある。出漁の際、猫と寺の小僧とに出合つたら、いったん家に戻つて神酒をのんで出直す場合さえある。猫は物に感じやすく魔性を持つていて考えられてきたのである。山口麻太郎氏の「壱岐島民俗誌」には舟の上では四足動物をカノといって話を忌むとあり、とくに猫については「赤猫三匹」といつて詛えれば漁がないという。猿をはじめとする忌むべき動物の名が「猿を釣れ」などといふ呪詛や罵言に用いられている例は多い。また長虫（蛇）の話も嫌うとある。以上の中、カノ（彼）は陰語としてよく使われる。佐渡では密造の濁酒をカノと呼んでいた。

沖言葉について最も多くの語彙を掲げてあるのは岩倉市郎氏の「喜界島漁業民俗」である。同島では沖言葉という名称はないが、船漁の際、船上で用いる言葉で漁者以外のものには解し難く、かつ知られていないものであった。古い漁夫の間では厳重に守られていたが、いまの若い漁夫の間では行われていないとある。これらの沖言葉はすべて忌詞ではなかつたかもしれないが主要なものを掲げてみる。

#### 普通語

#### 方言

#### 沖言葉

雨

シンミ（千目の意か）  
ナガムン（長物）

## 海豚

ヒトウ

マハネイ(真羽)

味噌

サリムン(腐れ物)

ヒトウハフームン(イルカ)

鉛(三本尖)トウヤ

ミトウムン(三つ物)

の果報者)

鹿児島県沖永良部島でも、船玉様が嫌うからとて日常語を

ウシクルー(牛黒)

避け、沖でのみ使う忌言葉がある。柏常秋氏の「沖永良部島

トウヌクルー(角黒)

トウヌクルーによれば、次のような語がある。

ムンダネイ(物種子)

(普通語)(方言)(沖言葉)

ーパル(前の原)

あか(滲)

(アカ)

マンキヤー

カナグ

クム

ウミヌトウラ

エド

ムンダネ

ムドウロー

ナマス

マダミ

ソーダンシロー(相談しよ

ウーナミ

ウフバル

ハディ

刺身

デンマ

ハシ

海

キド

カトウ一

大波

マヌチ

クジラ

ウミ

サリムン

キン、チジ

カトウハフームン(鰐の

カトウハフームン

マス

波のうねり

カトウハフームン

トウイ

ウーナミ

ウーナミ

ナミ

ウーナミ

ウーナミ

ブタ

ウーナミ

ウーナミ

フー

ウーナミ

ウーナミ

フーハン

ウーナミ

ウーナミ

マドウ

ウーナミ

ウーナミ

牛 餌 鮫 風 海 鮫 鰐 鯨 亀 物 着 塩 塩 鳥 波 豚 帆 帆 船 水

沖詞は大体において全国に共通しているものが多いが、な  
かには一地方だけでいつているものもある。ここにあげた喜  
界島の沖詞などにはその種のものがみられるが、徳島県の泊  
の岬の海上を過あるときハイといふ語を決して使わないとい  
つてゐるのはその一例である。ハイは風の名である。

山言葉や沖言葉と同様な忌語はヨーロッパをはじめ国外に  
も類例が多い。フレーザー (J. G. Frazer) の「金枝篇」  
(The Golden Bough) 第二部 "Taboo and the Perils of  
the Soul" には幾多の資料が掲げてある。その若干を引用し  
てみると、ドイツのバヴァリヤ地方の農民は狐を狐とはいわ  
ない。むしゃういうと家禽を狐にとられるという。ドイツの

各地方では日本の正月言葉のようにクリスマスから十二夜にかけてとくにこの忌詞を重んじる。狼という語を一番忌み、この語を発すると狼があらわれて危害を加えるといっておそれる。動物に対する忌詞の言い方はわが国のものと類似している。狐を尾長とか青色の足とかいい、狼をダマリヤとか灰色の足とかいう。その他恐ろしい動物をジイサンとかオヤカタとかいうのも日本と同じである。

沖言葉の例もまた国外に乏しくない。英國スコットランドの漁夫は小刀、教会、牧師、悪魔、猫、豚、鮭、鰐、犬など

の沖言葉を使っている。ノールウェイ語系統の言葉が多いといふ。教会のことを鏡のある家といい、これが海上に出た時の方角の目印、いわゆる山山アテになるので沖言葉を使うのだという。牧師を黒衣を着た人というのは八丈島で僧侶をクロオトコというのを思われる。釣を垂れているとき豚というような語を発すると餌をとられてしまうといわれている。

また狩猟や漁業等以外に忌詞を使う例も乏しくない。その中でもマレイ半島から南太平洋の島々における樟脳取りの使いう忌詞は特筆に値する。樟脳取りは家を留守にして数か月間隊を組んで山林の中に入していくのであるが、その期間中普通の言葉を使うのを禁じ、パッサカポール（樟脳言葉）という特殊な言葉を使うのである。この言葉は、わが国の山言葉が里の人との間では口にするのを厳禁されているのとちがつて、樟脳取りの期間中、家に留守をしている人たちも同様にこの言葉を使う。原住民たちは樟脳の木には精靈が宿つており、

それを宥和せしめないかぎり樟脳は取れない信じていた。夜間やかましく鳴く一種の蟬の声を彼等は樟脳の靈の叫びと考えていた。そして樟脳言葉を使わない山林へ入っても樟脳の木は見つからず、木が見つかっても樟脳は取れないと信じられていた。樟脳言葉の若干の例をあげると、米を草の実、鉄砲を遠鳴り、針鼠を短かい足、毛を糞などという。米を草の実といふのはわが国の山言葉と同一であり興味深い。

#### 四

忌詞の表現法にはいろいろと特色がある。その中で目立つものの一つに、普通の言葉の反対をいうのが多い。これは陰語の表現法にも共通し、類似している。斎宮の忌詞に剃髪している僧を髪長といふなどその一例であるが、かかる表現はスリバチをアタリバチなどと縁起をかつぐいい方にしばしば用いられている。出産のとき臍の緒を切るのはむかしはかなり重要な儀式とされていたが、これをヘソラツグといつて切るとはいわない。子供が三才とか七才とかに始めて帶を締めるのを帶結びとか帯直しとかいうが、これを帶解きともいつていた。これは紐解きという言葉に類似したのかもしれないが、やはり結びの反対の言葉を使っている。

千葉県安房郡富崎では漁夫が「旦那（船頭）ボーケオロスベヨ」といえば返事もしないが、「ボーケトリに行くべい」といえば起きてくるという。謀計網を下す際の忌詞であるが、これから考えると沖縄で九月末から十月初めにする稻の種下

しをタントウイ（種取り）というのも一種の忌詞だつたかもしれない。種取りには物忌を嚴重にして臨んだものだといわれているので忌詞を使って呼んだことは考えられる。

忌詞には一定の接頭辞や接尾辞を添加するものがある。これは女房詞に「オ」の字を頭につけ、「モジ」という語を語

尾にするやり方と同じである。越後地方のヤマコトバは一つにナコトバといわれている。これは普通の言葉の上にナの字をつけているからである。坊さんをナボンサ、メツコ（片目）をナメツコ、刀をナガタナ、提灯をナチヨウチン、蠟燭をナロウソク、薬をナグスリ、人形をナニンギヨウ、猫をナネコという如きである。喜界島の沖言葉には雨をナガモノ、蘭をスジモノ、甘藷をツブモノといった風に何々物といったのが多い。これもまた女房言葉で塩をシロモノ、索麵をホソモノといった言い方と同じである。さらに面白いと思われるものは海豚をイルカの果報者、鰐をカツオの果報者というように敬意を表した沖言葉があることである。

本名を避けるために名無しという言葉で忌詞をあらわしている例が少くない。すぐ気がつくのはナナシユビ、すなわち無名指である。これはクリリユビとかベニサシユビとかいわれている如く、もと、紅や薬はこの指を使って用いたのである。つまりこの指には呪力があると信じられていたので、子供が外出するときに額に鍋墨や紅をなすりつけて魔除けにするのも、もとは無名指をもつてしたのではないかと私は想像している。筑前宗像の沖ノ島は古来神聖の島として知られて

いるが不<sup>イワズノ</sup>言島の名があった。鹿児島県出水郡獅子島では雉のこととをイワズノトリという。この島の支配者であった獅子谷七郎というのが雉の羽で矧いだ矢で射殺されたので雉を忌むのだといい、いまだ雉がこの島へ渡ろうとすると途中で落ちてしまうと島民はいつている。

ある語音を忌むこともまた忌詞の特色である。四の音が死に通ずるためこれを避けることは、普通ヨンとかヨとか発音しているのもわかる。病院その他でも四号室を欠番としていることはめずらしくない。「貞文雜記」にはこれについて次のように述べてある。「四の膳をばよのぜんと云四こんめをばよこんといひすべて物の数をいふに四といふ詞をいむは死といふ事をきらふ故也。死と云ふ詞をだに忌まば料理に用る魚の死骸鳥の死骸などをば用まじき事なれどもそれをば用て祝ふ也。魚鳥の死骸を用ながら四の字を忌むはをかしき事なれども古よりいまぬ事をばいまず、いむ事をばいむを礼とする也。かやうの事に理屈をいひて古語を捨るは却て物しらず也。」三浦淨心の「慶長見聞集」には侍衆が鰐を勝つ魚として門出の酒肴に用いたのに反し、同じ時季にとれるシビは死日と聞えて不吉として食膳に上せなかつたとある。

マタギ言葉ではヤの音を忌むことがよく知られている。後藤興善氏の「又鬼と山窓」には、次のように書かれている。

「山は津輕ではトマといふ、マタギはヤの音を極度にタブーとしてゐる。従つて八の語のあるヤを十の音トに変へたのである。屋根をトネといひ、ヤヅバといふ木はトヅバとい

ふ。やの音を忌む理由ははつきりせぬが、秋田でも同じである。しかし秋田ではヤをト音に変へず、イの音に変へ、山のことをイマといふ。休む、寝るは津輕ではトシム、秋田ではイシムである。「休む」の方音やしむのヤをト或ひはイに変へたのである。」ヤ音を忌むのは弓矢のヤという語を避けたのかとも考えるがマタギは鉄砲以前もっぱらタチ（槍）を用いたというからこれも単なる想像に過ぎない。

忌詞とはいえないが海上には酔を持つていくことを嫌う。

これスマドリといつて、漁のないという縁起をかつぐからである。山の獵でもこれと同じことをいうので面白い。桂井和雄氏の「土佐山民俗誌」には、獵のないことをスリヨウ（素獵）というので、出獵のとき酔のはいったものを食べると語音がこれに通ずるので忌むとある。

語音の忌は数字についての俗信に多くみられる。四の音については上述したが、その他、三十三はサンサン、十九は重苦、四十九は死苦などといって忌み、新築には八の字を焼けるとして嫌う。また山仕事、漁師などに三の字を産に通ずるので忌む場合がある。舟乗りはまたマガツタをコボシタ、味噌をつけた、ひつくりかえたなどの言葉を忌むと「秋田県の迷信俗信」に書かれている。贈答品には十を遠くなると避ける人がある。猿は去るに通ずるので商家などではエテといふが、この他商人はシ、スの音を嫌っている。醤油をムラサキ、摺鉢をアタリバチ、梨をアリノミ、するめをアタリメ、塩をナミソハナというぐあいである。

吉凶の儀礼に際してある種の言葉を忌むことは現在もごく普通に行われている。「安斎隨筆」には、婚礼に際して、返す、出づるなどの語を忌むとあり、夫婦盃を返盃するのは近年俗間の習で、むかしは返盃しないで盃を交うるのを礼としたとある。葬式のときは返すがえすとか、重ね重ねとか、またまたとかいう言葉を嫌う。また吉凶によつて同じ意味の言葉をちがえて使う慣例がある。誕生の場合のお七夜と不幸のときの初七日、凶事の使はシラセ、慶事の場合はオツカイというなどの区別がそれである。

忌詞の発生や表現法について考える場合、すぐに思い出されるのは女房詞である。室町時代に宮中の女房たちによつて盛んに使われたのが、のちに将軍家にも入り、さらに民間にも及んだ。婉曲な表現法をとったものが多く、丁寧な言葉として今日も婦人の間に行われている言葉が少くない。応永二七年宣守編と伝えられている「海人藻芥」によつてその一端をうかがうと次のように記されている。

「内裏仙洞ニハ一切ノ食物ニ異名ヲ付テ被召事也、一向不存知者、当坐ニ「迷惑スベキ者哉」飯ヲ供御、酒ハ九献、餅ハカチン、味噌ハハムン、塩ハシロモノ、豆腐ハカベ、索麵ハホソモノ、松蕈ハマツ、鯉ハコモジ、鰯ハツモジ、但ツグミヲ供御ニハ不備也、ツクヅクシハツク、蕨ハワラ、葱ハウツボ、如此異名ヲ被使、近頃ハ將軍家ニモ女房達皆異名ヲ申スト云々、御菜ヲバヨメグリト云、常ニヲマハリト云ハワロシ、橋原ヲバヌイ、引合ヲバヒキト申也」

これだけみてもわかる通り、女房詞には何々物と何々文字と下につけた表現の多いのを特色としている。女房の生活に関係の深い食物に関する言葉が一番多い。これらの言葉はただ一つの言い方だけでなく、時代によつても変化のあつたことは田百合子氏の「女房詞に関する新文献」(文学・語学十三号)などをみてもうかがえる。たとえば葱をウツボとなるが、別にヒトモジ(一文字)という言い方もある。また後になるとこれらの言葉の上にさらに丁寧にオの字をつけていうものがでてきたことは豆腐のかべをオカベというなどがそれであった。鍋をクロモノという女房詞があるが、秋田県の阿仁地方のマタギ言葉でクロベといつてはいる。双方ともべつに関係があるわけではないが忌詞のような表現法では自然に一致するものがでてくるわけである。

## 五

忌詞を使用する理由は必ずしも単純ではないが、神靈に奉仕する場合にその必要が生じることは考えられる。たとえば正月言葉といわれているものなどはその一つで正月神、年神を迎えるという一年中でも特に厳粛なる機会に使う言葉である。鼠を嫁が君、寝ることを稻を積む、などというのがそれであった。鼠を忌詞で呼ぶのは正月だけではなかつた。福島県、長野県、京都府ではこれをヨモノという土地があり、沖縄でもユームヌというのは同じ言葉であった。ヨモノに若狭の三方郡などで狐狸のことをいふので、夜物の義にとられる

が、本来は忌みものという意味ではなかつたかと「禁忌習俗語彙」には見えている。鼠の忌詞にはこの他に兵庫県川辺郡で、チューヨモン、宮城県伊達郡で、上の姉様という。「仙台浜荻」には正月に鼠というと火に祟るので嫁子とか福太郎とか呼ぶとある。

「嬉遊笑賢」には「又鼠の嫁入といふ事、薬師通夜物語(寛永廿年の饑饉の時の双紙)いにしへ鼠のよめ入とて果報の物と世にいはれ云々(中略)「物類称呼」に鼠関西にてよめ又嫁が君上野にて夜のもの又よめ又おふく又むすめなどいふ。東国にもよめと呼所多し。遠江国には年始にばかりよめとよぶ。其角が発句に「明る夜もほのかに嬉しよめか君」去来が云除夜より元朝かけて鼠のことを嫁が君といふにや本説はしらずとぞ。今按に年の始には万の事祝詞を述侍る物にしあれば寝起といへる詞を忌憚りていねつむ、いねあくるなど唱ふるたぐひ数多あり。鼠も寝のひびき侍れば嫁が君とよぶにやあらんと云り。此名あるより鼠の嫁入といふ諺は出ましなるべし。又鼠を夜の物狐を夜のとのといふ似たる名なり。おもふに狐の嫁入は鼠の後なるべし。」鼠の嫁入ということはシナで正月七日の祝事としていい。この晩、鼠に豆、栗、粳米を炒つてあたえ、鼠のことを口外するのを忌んだ風習のあつたことが南方熊楠翁の「子の日の遊び考」(民俗学二ノ一)に詳しく紹介されている。わが国では鼠を大黒様のお使というが、薩南喜界島では旧暦九月以後の壬戌の日に行うパカマトウイより三日目すなわち子の日に行う折目をドウ

ンガと呼んでいるが、この日鼠を見ることを忌み、農夫は野に出ることを避けると岩倉市郎氏の「喜界島方言集」に見えている。われわれには害獸としか考えられない鼠も、なおこれに敬意を払いそれと宥和をはからんとしていたことがわかる。

稻を積むという正月言葉については、柳田国男先生は「禁忌習俗語彙」の中で次のように述べておられる。備前御津郡では、横になつて睡ることを正月言葉でイナグラといつていだ。すなわち稻積のことである。イネとは寝て睡ることだからこれを秋の田の稻束を積むことに寓したのである。本来は年のは起き明すべきものであつたのを、少し寝ようとしてそういったものと思われ、壱岐などは現にこの晩宝船の歌を書いた紙を枕に敷いて好い夢をみようとするのをイネヲツムといつてゐる。山口県大津郡でも大晦日または正月二日に寝ることをイナツミといい、この日は一人でも多く家に寝る者の多いのを縁起が好いとし、若者たちもこの晩だけは他家へ泊りに行かないといふ。鳥取県八頭郡では正月元日に祝をすませてのち再び寝るのを大グマを積むといふ。グマはやはり稻積のことである。秋田地方では正月十五日の夜だけ寝るのをニオツムといつたことが菅江真澄の「氷魚の村君」に見えてゐる。

東京都下の八丈島に正月言葉の行なっていたことは、大田南畠の「一話二言」卷二六に「八丈島方言」として掲げてある。正月祝ことばとして、次の言葉をあげてある。イチニチ

ビ(元日の事)、フツカビ(一日の事)、ミツカビ(三日の事)、コウニチ(九日の事)、イネツミ(煩ふ事)、カワククロ(猫の事)、常々はネツコメといふ)、ヨメゴドノ(鼠の事)、マイタマ(芋頭の事)、トミサガリ(雨降る事)、ヲヲフク(福茶を祝ふ事)、クロヲトコ(出家の事、但正月四日前計りいふ)、国ガヘ(死去の事)、イトヒキ(女経水の事)

この中、イネツミを煩ふ事といふのは病床に就くことである。猫をカワククロといふ理由はわからないが猫の皮は死んでも腐らないと沖縄でいつていることが思い出される。芋頭をマイタマといふことについては「禁忌習俗語彙」には根芋を忌まなければならなかつた理由はわからないとあるが、これはこの島の正月オトシコシの食物として芋頭が缺くことができないものであつたからと思う。近藤富蔵の「八丈夷記」卷三に「正月元日は暁」といふ。丑刻(夜半)に起て、蚕玉と名附芋魁モガシラ一つでたるを肴に、其年の恵方に向ひ、家内ばかり無言にて濁酒を祝ふ」とある。次にトミサガリといふ雨の降ることを忌詞としているが、山崎美成の「海錄」卷六は「滑稽雜談」を引用して、「世俗云、歳始にふる雨雪をオサガリとよべり、按にこれあまさがるの転語也。雨ふり雨そぐなど、涙によせある詞なれば、是を忌ていふならし。俳諧に専ら歳首の季とす。」とあり、なお頭書に東鑑、承元二年正月十一日、依将軍御歎樂延及今日、今の世にも年始めに病と云ことを忌みて、御歎樂といふならし遺れり。世事談に、寝るをいねつむと云ことあり、これも正月の忌詞也とあ

正月言葉のほかに夜言葉ともいってべきものがあった。夜は神靈の出現するときとされていたので口笛を吹いてはならないとか、爪を切ってはならないとかいう、各種の禁忌があった。夜間にのみ使う忌詞があつて、塩をナミノハナ、糊をオヒメサマ、酢をアマリ、針を松の葉といった。これらのものは夕刻以後売買することを嫌っていた。

僧侶を正月四日までは忌むことは、現在も四日を坊主の年始と呼んでいる通りである。クロオトコはむろん墨染の衣によつた呼び名であるが、黒は忌の色としてこの語を忌む例がある。鹿児島県甑島の片野浦ではクロという語を嫌い、黒馬をスミウマという風に言いかえている。薩摩藩では真宗を嚴禁していたので、隠れ切支丹のような潜伏真宗徒があり、黒宗などと呼ばれていた。この片野浦もこうした信仰と関係のあるようにもいわれている。

忌詞はながく使用しているうちに日常語となってしまい、さらに新しい忌詞ができる場合がある。神靈の名称に関するものなどはもとはすべて忌詞であったと思われるが、それが一般化されると別の言葉で呼ぶことがある。河童の如きも川太郎とかカワランベとかガタロというがすべて同じ意味の語で本来忌詞であったと思われる。それが普通語となると新しく旅の人（熊本県飽託郡）とか、川の人（宮崎県延岡地方）などという忌詞が生じてくる。

忌詞と職業語ないしは陰語との関係は深い。たとえば山言

葉としてあげられているものがすべて狩猟に際しての忌詞であるかどうかは疑問である。山言葉の中には狩詞といわれる狩猟用語と区別しがたいものがある。狩詞については古く群書類從に収録されており、それに次ぐ意味で柳田先生が日向の椎葉村で採集された「後狩詞記」がある。さらにそれ以後多くの人々によって採集された各地の狩詞も少くない。このほか狩猟に関したものでは、江戸時代における魔詞がある。これは狩詞とはいへ一種の故実用語ともいえる。これらについては宮内省編「放鷹」に詳しいのでいまは触れない。

特殊な忌詞として山伏が行事を行う場合の用語がある。別行言語と呼ばれているもので、戸川安章氏が羽黒山におけるものを報告されている。

金剛盤（マイシロ）、仏器（クボミ）、仏供器（ツメキ）、瀉水器（テツキ）、天蓋（ウキニ）、法衣（シメコルモ）、法火（ホクチ）、鑽火（ヒウチ）、阿吽（ヤハラ）、积迦水（ハシル）、祝言（ノット）、両親（ヨセ）、握飯（テマリ）握飯を食うことをテマリヲツクという、食事（オコナヒ）、道場（トコ）、酒（ナリゴ）、草鞋（ソウカイ）、脚絆（ケンザキ）、薪（コギ）、法螺（カイ）、刀剣（シバウチ）

このような特別な信仰団体に關した言葉では巫女の使う言葉がある。これはしかし忌詞というよりも陰語か職業語と称すべきものである。一例をあげると「房総叢書」に収録されている「南総珍」には次のようないわゆる巫女の陰語をあげてある。タカラ（子供）、弓取（夫）、相ノ枕（妻）、ヘラトリ（男）、松ノ

露（孫）、爪の蔓（兄弟）、唐の鏡（世間）、舞台（身代）、鳥帽子宝（惣領）、全体に文学的な修飾語が多く、そう古くからものとはいえない。この中へラトリを男としているのは誤りで「宮城県登米郡史」その他の報告で女としているのが正しい。これは秋田地方のマタギ言葉で女をフェラ、ヘラといふのと同一で飯杓子のことであり、したがつてそれを握る主婦のことであった。主婦をヘラトリという土地があり、主婦権を譲渡するのをヘラワタシ、夫より年上の女房をヘラマシという。ヘラトリはむしろ忌詞や陰語というよりも日常語であつた。

忌詞の起原や発生については簡単に述べべきない。山言葉のようなものを例にとると、獲物としてねらう動物の名前を口にすると向うに感づかれてしまうので、他の名前で呼ぶのだというような、極めて実例的な解釈も行われている。しかしこれらも、さうにいま一段と追求していくと物忌を嚴重に守つて出猟していることからも察せられる通り、そこに狩猟の神、山の神に対する信仰が存在しているのである。甚だ矛盾しているようだが、山言葉を使って呼ぶような畏敬の念を

もつてしなければ動物も人間の獲物となつてくれないのであつた。すなわち現実には人が獲物をとるのであるが、獲物の側からすれば、人の望みをかなえてくれるのであつた。そしてそれには忌詞を使って狩猟するのでなければ、獲物も現われず、山の幸として人手に捕われることもなかつたのである。本来、忌詞は、口にするのを忌む言葉の代りに用いるものであるから、山言葉のようにこれを秘密にする必要はないようであるが、これを使う場合の多くが厳肅な心持を要求されるので普段やたらに口外するのを嫌つたのだと思う。神靈に対する敬意と畏怖とが日常語とちがつた忌詞のようないものを発生せしめたので、それは敬語の発生とも一脈通ずるものがあったのである。したがつて忌詞を使用するような場合は必然的に物忌をともなつたのである。つまり反面から見れば平素とちがつた神聖な生活に入る所以で言葉をも変える必要があつたのである。されば言語による呪力を信じ、権威に対する敬意と畏怖の感情が消失しないかぎり、忌詞というものはなかなか消滅しないものであろう。